

＜180日超入院に係る保険外併用療養費について＞

入院基本料	保険外併用療養費(選定療養) ※入院基本料の15%
一般病棟入院基本料 (地域一般入院料1) (当院2階病棟)	1,936円(税込)／日

通算入院期間(入院前3ヶ月以内に同一傷病で当院又は他医療機関に入院していた期間)が、180日を超えた日から(厚生労働大臣が定める場合等を除く)、入院基本料の15%を保険外併用療養費「選定療養(保険外)」として、上記料金を患者様に負担していただきます。
また、保険対象となる入院基本料の85%については、保険の自己負担割合に応じて、こちらも患者様に負担していただきます。

180日超入院の対象外になる場合

- ・厚生労働大臣が定める難病・重症疾患で入院されていた場合。
- ・病院等を退院された後、3ヶ月以上病院等に入院されなかった場合。

この他にも保険外併用療養費(選定療養)の対象外となる場合があります。

令和 6年 6月1日

医療法人十薬会 上大類病院